

佐賀県告示第30号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成26年佐賀県条例第87号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和8年1月31日に失効する。

令和8年1月30日

佐賀県知事 山口祥義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 3-[2-[（シクロプロピル）（メチル）アミノ]エチル]-1H-インドール-4-オール（通称名：4H0-McPT、4OH-McPT、4-hydroxy McPT）及びその塩類
- (2) 化学名 2-[（4-イソプロポキシフェニル）メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：N-Pyrrolidino-isotonitazene、Isotonitazepyne）及びその塩類
- (3) 化学名 2-[2-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]-N,N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofuranitazene）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第5号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。